

令和6年度 稲沢市河川等水位監視

システム整備工事

プロポーザル実施要領

令和6年度稲沢市河川等水位監視システム整備工事実施にあたり、事業者の柔軟かつ高度な発想力・豊富な経験、工事費及び運用経費の節減についてマネジメント力等を求めたく、プロポーザルを実施する。

## 1 工事概要

- (1) 工事名 令和6年度 稲沢市河川等水位監視システム整備工事
- (2) 工事概要 稲沢市内の準用河川等に水位計6か所、雨量計5か所、監視カメラ6か所、通信設備等を整備し、管理用クラウドサーバー、一般公開用クラウドサーバーを構築する。
- (3) 工事期限 令和7年3月28日(金)まで  
ただし、発注者と受注者の協議により工事期間を延長する場合がある。

## 2 工事の説明

- (1) 工事の目的 本市ではこれまで大雨により河川等が増水し、浸水や道路冠水が多く発生していることから、浸水や道路冠水発生リスクのある地区において監視カメラや水位センサー等により、早期の状況把握・対策を行うとともに、市民がとるべき避難行動に関する情報発信を行うための河川等水位等監視システムの構築を目的とする。

### 観測機器設置箇所

#### ・準用河川

稲葉川、観音川、須ヶ脇川

水位計 各1か所 計3カ所

雨量計 各1か所 計3カ所

監視カメラ 各1か所 計3カ所

#### ・福田悪水土地改良区管理水路

大助川、伊勢木川

水位計 大助川1か所 伊勢木川2か所 計3カ所

雨量計 大助川1か所 伊勢木川1か所 計2カ所

監視カメラ 大助川1か所 伊勢木川2か所 計3カ所

#### ・印刷用プリンター 1台

設置場所 稲沢市役所東庁舎2階 災害対策本部室

### (2) 工事種別

電気通信工事

### (3) 施工場所

稲沢市小池一丁目地内ほか

### (4) スケジュール

令和7年3月28日(金)までに機器設置及び管理用クラウドサーバー、公開用クラ

ウドサーバーの構築完了

(5) 令和6年度稲沢市河川等水位監視システム整備工事プロポーザル参加資格要件

当該工事の参加者に必要とされる資格要件は、公告日から契約締結日までの間、次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

- ① 稲沢市建設工事入札参加資格を有している者であること。
- ② 地方自治法施行令第（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 本市において入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ⑤ 有効な経営事項審査を有し、直近の総合評定通知書における電気通信工事の総合評定値が1000点以上である者であること。
- ⑥ 市発注の建設工事のうち、当該工事以外の工事（以下「他の対象工事」という。）において、稲沢市工事請負契約約款第16条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- ⑦ 市発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、他の対象工事の完了期限経過後、稲沢市工事請負契約約款第31条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- ⑧ 市発注の他の工事の入札において、工事实績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ⑨ 市発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ⑩ 稲沢市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する要綱第3条に規定する排除措置対象法人等でないこと。
- ⑪ 滞納している市税等徴収金がないこと。
- ⑫ 災害対策用施設設置を工事の目的としていることから、設置機器故障時の迅速な対応の為、愛知県内に契約を締結する本店、支店又は営業所があること。

(6) システム運用費等について

システム構築後は、長期間にわたり継続して運用することとなるため、システム利用料等の運用経費は、可能な限り安価となるようシステムを構築すること。なお、システム運用に係る各観測局とサーバー間の通信費については、システム運用費に含めないものとするが、別計上とすることが困難である場合には、その旨を技術提案書に記載すること。各観測局とサーバー間の通信費については、通信手法、通信会社により費用差が生じることとなるため、技術提案書には記載しないものとするが、通信費用節減のための手段で特別なものがある場合には、令和6年度稲沢市河川等水位監

視システム整備工事プロポーザル技術提案書作成要領様式6 課題に対する提案に記載すること。

(7) その他

災害対策用施設設置を工事の目的としていることから、耐障害性、ICTセキュリティに配慮したシステムを提案すること。

### 3 プロポーザルの特定基準

評価項目	評価事項	評価対象	配点
1. 担当チームの対応 (工事の実施方針・ 手法及び提案)	工事の理解度・説明力 ・説明力 ・説得力のある表現力 ・工事への理解度 ・見積額の妥当性 課題解決力(課題1から6) 実施方針の妥当性・実効性 ・合理的な実施方針 ・実効性確保のための方策 ・創意工夫と実現性 ・トータルコスト低減提案 ・ランニングコスト低減提案 ・システム及び機器の安全性 向上に係る提案	様式5及び 様式6 ヒアリング	70点
2. 担当者の能力・経験	対応力、工事に対する熱意	ヒアリング	10点
3. 事業者の実力	工事実施体制確保状況 配置予定技術者の資格、施工 経験状況 同種・類似の工事・業務実績 協力事業者等の確保状況	様式1～ 様式4	10点
4. 提出書類の正確さ	記載内容の正確さ	様式1～ 様式6	10点

(令和6年度稲沢市河川等水位監視システム整備工事プロポーザル技術提案書作成要領による)

### 4 提出書類、提出方法及び提出期限

(1) 提出書類

- ① 技術提案書の提出意思確認書(様式A)

- ② 参加要件資料 (様式B)
- ③ 技術提案書に係る質問書 (様式C)
- ④ 技術提案書 (様式1から6)

(2) 提出場所

〒492-8269 稲沢市稲府町1番地

稲沢市役所 防災安全課

電話 0587-32-1275

FAX 0587-32-1158

E\_mail:bosai@city.inazawa.aichi.jp

(3) 技術提案書の提出意思確認書の提出 (様式A)

参加要件資料の提出 (様式B)

- ① 提出部数及び方法 1部  
持参、郵送(必着)もしくは電子メールとする。
- ② 提出期限 令和6年7月3日(水)

(4) 技術提案書提出に係る質問の受付及び回答(様式C)

- ① 提出方法  
Eメールにて行うものとし、提出後電話にて送付した旨を確認すること
- ② 受付期限 令和6年7月3日(水)午後5時まで
- ③ 回答  
受付期限から3日以内(土曜日、日曜日を除く)に参加するすべての者にEメールにて回答する。

(5) 技術提案書の提出

- ① 提出書類  
令和6年度稲沢市河川等水位監視システム整備工事プロポーザル技術提案書作成要領に規定する様式1から6の書類
- ② 提出期限  
令和6年8月1日(木)午後5時
- ③ 提出部数  
10部(提案社名は1部のみ明記のこと。)
- ④ 提出方法  
持参または郵送(書留)とし、郵送の場合は必着とすること。
- ⑤ 変更等  
技術提案書提出後において、提案者特定までの間は、技術提案書に記載された内容の変更及び追加は認めない。

## 5 技術提案書の特定

### (1) 稲沢市河川等水位監視システム構築検討委員会

提案者の特定は、「稲沢市河川等水位監視システム構築検討委員会」(以下、検討委員会という。)において行う。なお、稲沢市河川等水位監視システム構築検討委員会は、稲沢市の建設部長、経済環境部長、総合政策部デジタル推進課長、経済環境部農務課長、建設部用地管理課長、建設部治水課長、建設部防災安全課長により構成している。

### (2) 審査方法

#### ① 審査 非公開

審査結果については、後日公表する。

#### ② 審査は2段階とし、提案者の担当チームの対応(工事の実施方針・手法及び提案)、事業者の施工体制及び実績、担当者の能力・経験等について総合的に審査を行う。

#### ③ 1次審査では、提出書類による審査とする。

#### ④ 2次審査では、検討委員会においてヒアリングを実施し、最も優れた提案を行ったものを優先交渉者として選定する。

#### ⑤ 1次審査においては、提案者の事業者名が特定されないよう、各提案者を表す記号を用いて実施する。

### (3) 2次審査(ヒアリング)

#### ① ヒアリングの時間は、1社30分(説明15分、質問15分)以内とする。

#### ② 出席者は1社につき4名以内とし、配置予定主任技術者は必ず出席すること

#### ③ ヒアリングは、提出された提案書を使用する。

ヒアリング実施日 令和6年8月21日(水)(予定)

ヒアリング時間 午前9時から午後4時30分までの間

ヒアリング場所 稲沢市役所 東庁舎2階 災害対策本部室

### (4) 審査結果の通知

審査結果については、文書で通知する。特定されなかった場合は、その理由を付して通知する。

### (5) 提案書を提出したもので、特定されなかった者は、通知をした翌日から起算して10日(休日を含まない)以内に、書面により説明を求めることができる。

### (6) 非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりとする。

受付場所 稲沢市役所 東庁舎2階 防災安全課

受付時間 (5)の期間の午前9時から午後5時まで

## 6 費用負担

本提案に係るすべての費用は、提出者の負担とする。

## 7 失格事項

次のいずれかに該当するものは、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期間の条件に適合しないもの。
- (2) 検討委員会において選定が終了するまでの間に、検討委員に接触を行ったもの。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの、又は作成要領に示された条件に適合しないもの。

## 8 工事契約

### (1) 工事の契約交渉

本プロポーザルによる提案書が特定された事業者を第1優先交渉権者として、随意契約の見積徴取の相手方として、工事請負契約交渉を行う。なお、契約の交渉が成立しない場合は、次席者と契約の交渉を行うものとする。

### (2) 工事施工に係る準拠資料

稲沢市契約規則

工事請負契約書

国土交通省大臣官房技術調査課 電気通信室監修 電気通信設備工事共通仕様書

### (3) 工事費の上限

本工事の上限は、5千5百万円（税込み）である。

### (4) 工事の契約

契約手続きは、稲沢市契約規則、稲沢市予算決算会計規則に基づき行う。

### (5) 支払条件

稲沢市工事請負契約約款に基づく前払金及び完了後の清算による2回払いとする。  
また、契約保証金の納付は免除するものとする。

### (6) 工事契約資格の喪失

- ① 工事契約の第1優先交渉権者が、契約までの間に前記7の失格事項に該当することが判明した場合は交渉権を失う。
- ② 契約締結後において、前記7の失格事項、又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除する場合がある。

### (7) 配置技術者

提案書に記載された配置技術者は、本業務が終了するまで、原則として変更できない。ただし、心身の故障、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等の技術者を配置することとし、発注者、受注者が協議の上決定する。

## 9 その他の留意事項

- (1) 提案書作成のために発注者より受領した資料については、発注者の了解を得ずに公表又は使用することはできない。
- (2) 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

- (3) 提出された技術提案書は、原則として返却しない。
- (4) 工事請負契約締結後、受注者と請負金額を稲沢市ホームページにおいて公表する。
- (5) 本工事完了時に工事にかかわる完成図書（図面、仕様書）、管理用図書（操作取扱要領概要版、操作取扱要領詳細版）を提出するものとする。
- (6) 工事実施にあたり関係機関（稲沢市建設部用地管理課、同治水課、福田悪水土地改良区、宮田用水土地改良区）と十分協議を行い施工中も連絡を密にし、円滑な工事進捗を図ること。